

株式会社オグラに対する支援決定について

平成17年1月18日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社オグラ
株式会社サンケイ
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社北洋銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見
意見なし
5. 事業所管大臣の意見
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成17年1月18日から
平成17年3月16日まで（機構必着）
7. 一時停止要請
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の

債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、北海道内で菓子卸売業として営業を展開している道内シェア第2位の企業です。メーカー数百社から極めて多品目にわたる商品を仕入れ、大手スーパー、コンビニエンスストアを始めとした数千社にのぼる取引先へ販売しており、北海道内の菓子流通業界において重要な役割を担っています。

しかしながら、流通業界の構造変化に伴い物流・商流上の負担が増加する環境下において、取引先の破綻等に伴い発生した回収不能な債権や、東北地方への事業進出の際の投資失敗等により、財務的にも過剰債務を抱え窮境に至り、自力による再建は困難と判断されます。

本件事業再生計画の骨子は、(1)金融支援による過剰債務の解消と、(2)スポンサーとなる株式会社菱食(以下「菱食」という。)への営業譲渡を通じた事業再構築です。

これらを通じて、対象事業者は、全国食品卸大手である菱食の信用力と仕入・販売ルートを活用した商品調達力の向上や販路の拡大、菱食のノウハウ、オペレーション・システム等の導入による効率化を実現し、地域に欠かせない菓子卸売業者として速やかな事業再生を果たすことが可能と考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437